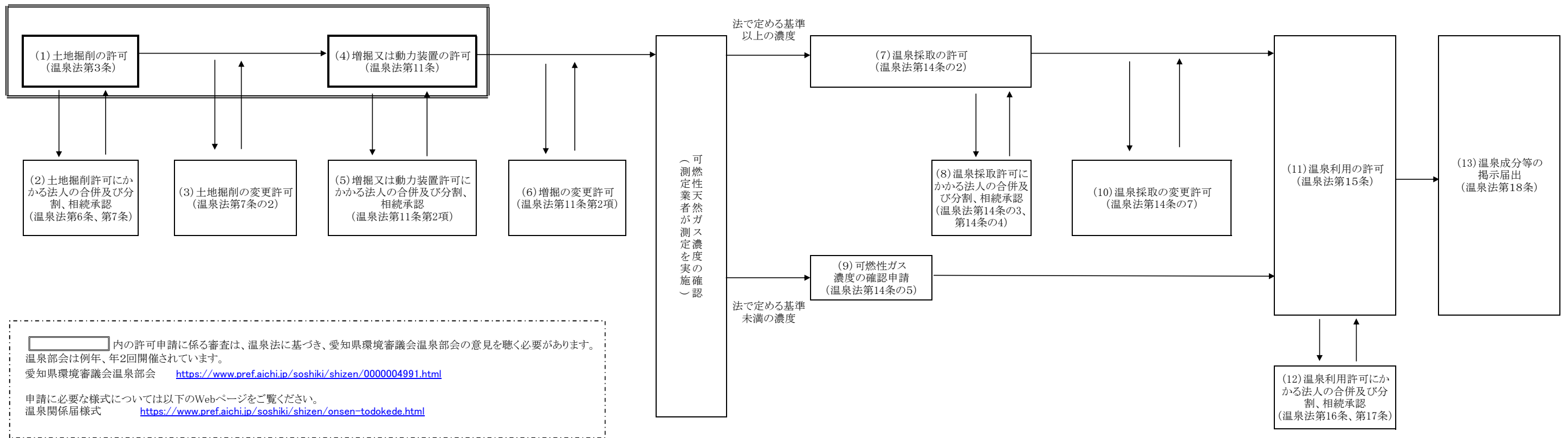


温泉法に係る主な手続きの流れ



	内 容	手数料	提出先		
			機関名	所在地及び連絡先	所管市町村
(1) 土地掘削の許可 (温泉法第3条)	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削するために必要な許可	120,000円	東三河総局県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 0532-35-6112	豊川市、蒲郡市、田原市
(2) 土地掘削許可にかかる法人の合併及び分割、相続承認 (温泉法第6条、第7条)	土地掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割、相続の承認のために必要な申請	7,600円	新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
(3) 土地掘削の変更許可 (温泉法第7条の2)	土地の掘削を行っている途中に、掘削施設の構造等を一定規模以上変更するために必要な許可	24,000円	尾張県民事務所 環境保全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (第1グループ) 052-961-7254 (第2グループ) 052-961-7255	(第1グループ) 犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、 北名古屋、豊山町、大口町、扶桑町
(4) 増掘又は動力装置の許可 (温泉法第11条)	増掘(掘削している穴の大きさを大きくしたり、掘削している深度を深くしたりすること)したり、動力装置(温泉をくみ上げるためのポンプ等の装置のこと)を設置するために必要な許可	110,000円			(第2グループ) 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、 日進市、長久手市、東郷町
(5) 増掘又は動力装置許可にかかる法人の合併及び分割、相続承認 (温泉法第11条第2項)	増掘又は動力の装置の許可を受けた者である法人の合併及び分割、相続の承認のために必要な申請	7,600円	海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 0567-24-2131	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、 飛島村
(6) 増掘の変更許可 (温泉法第11条第2項)	増掘中に、増掘に使用している掘削施設の構造等を一定規模以上変更するために必要な許可	24,000円	知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 0569-21-8111(代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
(7) 温泉採取の許可 (温泉法第14条の2)	温泉を採取(動力装置による場合は地下から強制的にくみ上げて採取、自噴は地上に出てきたものを採取するという意味となる。)するために必要な許可	35,000円	西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 0564-27-2875	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、 幸田町
(8) 温泉採取許可にかかる法人の合併及び分割、相続承認 (温泉法第14条の3、第14条の4)	温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割、相続の承認のために必要な申請	7,600円	豊田庁舎 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 0565-32-7494	みよし市
(9) 可燃性ガス濃度の確認申請 (温泉法第14条の5)	可燃性ガス濃度が一定濃度未満の時に必要な確認申請	7,600円	環境局環境政策部 自然環境課 調整・施設・自然公園 グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 052-954-6227	保健所設置市 (名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市)
(10) 温泉採取の変更許可 (温泉法第14条の7)	温泉の採取を行う施設の構造等を一定規模以上変更するために必要な許可	24,000円			※(11)～(13)の手続きについては、保健所設置市は 各市に、他の市町村は上記の県民事務所等にお問 い合わせください。
(11) 温泉利用の許可 (温泉法第15条)	温泉を公共の浴用または飲用に供しようとするために必要な許可	35,000円			
(12) 温泉利用許可にかかる法人の合併及び分割、相続承認 (温泉法第16条、第17条)	温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割、相続の承認のために必要な申請	7,600円			
(13) 温泉成分等の揭示届出 (温泉法第18条)	温泉を公共の浴用または飲用に供しようとするために必要な揭示内容の届出	-			